

資料名 ※一覧にはリンクを設定していません。ページ移動にはPDFのしおり（ブックマーク）をご利用ください。

1-2-1-1_教員の配置状況

1-2-1-2_開設授業科目一覧

1-2-2_教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

1-2-5_SDの実施内容・方法及び実施状況一覧

1-3-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧

1-3-2_法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧

2-1-1_責任体制等一覧

2-1-2_教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）

2-3-1_司法試験の合格状況

2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分）

2-5-2_教員評価の実施状況（直近3回程度）

2-5-3_FDの実施内容・方法及び実施状況一覧

3-7-2_過去5年間における教員の研究専念期間取得状況

4-2-1_入学者選抜の方法一覧

4-3-1_学生数の状況

基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目1-2-1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人數の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること

- 【分析の手順】
- ・大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして基準数以上の専任教員、並びに兼任及び兼任教員を配置していることを確認する。
- ・教員の年齢の構成が、著しく偏っていることを確認する。

基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること

分析項目3-7-1 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられていること

- 【分析の手順】
- ・他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じた各専任教員の授業負担について、学内における役職等への着任状況その他の当該法科大学院において必要とされる負担も踏まえて、適正な範囲（年間20単位以下であることが望ましく、年間30単位を超える場合には、適切な範囲内にあるとはいえない）にとどめられていることを確認する。

教員の配置状況（別紙様式1-2-1-1）

教員一覧

分類	所属	職名	性別	教員名	年齢	専門分野	実務経験年数 実務家教員の 職種	担当授業科目												備考			
								自大学法科大学院担当授業科目				自大学他専攻等担当授業科目				他大学等担当授業科目							
								授業科目名	クラス数	単位数	集・才・共	授業科目名	課程	クラス数	単位数	集・才・共	大学等名	授業科目名	クラス数	単位数	集・才・共	大学等名	
研・専	法科大学院	教授	佐々木雅寿			憲法		公法事例問題研究Ⅰ	2	4	演習Ⅱ	学士課程	1	3	法学部						7		
研・専	法科大学院	教授	岸本太樹			行政法		公法事例問題研究Ⅲ	2	2	演習Ⅰ	学士課程	1	2	法学部						7.4		
研・専	法科大学院	教授	池田清治			民法		行政法Ⅰ	1	2	法政理論特別講義・法政理論特別研究・日本法入門	修士課程・博士課程・学士課程	1	0.4	法学	法政政治学専攻・法学部						12	
研・専	法科大学院	教授	曾野裕夫			民法		行政法Ⅱ	1	1													
研・専	法科大学院	教授	山本哲生			商法		行政法Ⅲ	1	3													
研・専	法科大学院	教授	城下裕二			刑法		行政法Ⅳ	1	2													
研・専	法科大学院	准教授	横路俊一			民事訴訟法		現代民法（臨時開講科目）	1	2													
実・専	法科大学院	特任教授	林賢一		27.3	民事実務		民事事例問題研究Ⅱ	2	4	演習Ⅰ	学士課程	1	4	法学部						16		
実・専	法科大学院	特任教授	新川生馬			法実務基礎		国際取引法	1	2	演習Ⅱ	学士課程	1	6	法学部						11		
実・専	法科大学院	特任教授	見野彰信			法実務基礎		商事事例問題研究Ⅰ	2	4	演習Ⅱ	学士課程	1	3	法学部						20		
実・専	法科大学院	特任教授	仲世古善樹		14.5	刑事実務		商法Ⅲ	1	2	法政法律特別演習・商法特別研究	修士課程・博士課程	1	2	法学	法政政治学専攻						6.1	
実・み	法科大学院	特任教授	林由希子			民事実務		刑法Ⅰ	1	2	演習Ⅰ	学士課程	1	2	法学部	刑法特講Ⅰ	2	札幌学院大学			6		
実・み	法科大学院	特任教授	横山和可子		28.3	刑事実務		刑法Ⅱ	1	2	法政法律特別演習	修士課程・博士課程	1	4	法学	法政政治学専攻・法学部	刑法特講Ⅱ	2	札幌学院大学		4.1		
専・他	法科大学院	教授	西村裕一			憲法		刑法Ⅲ	1	2	法政法律特別演習Ⅰ・刑事法総合研究Ⅰ	修士課程・博士課程	1	2	法学	法政政治学専攻・法学部						14	
専・他	法科大学院	教授	山下竜一			行政法		民事訴訟法Ⅰ	2	2	演習Ⅲ	学士課程	1	6	法学部						16		
専・他	法科大学院	教授	林誠司			民法		民事訴訟法Ⅱ	2	4	公法総合演習Ⅰ・公法総合研究Ⅰ	修士課程・博士課程	1	4	法学	法政政治学専攻・法学部						19	
専・他	法科大学院	教授	野田耕志			商法		民事訴訟法Ⅲ	2	4	公法総合演習Ⅱ・公法総合研究Ⅰ	修士課程・博士課程	1	2	法学	法政政治学専攻・法学部						23.4	
専・他	法科大学院	教授	佐藤陽子			刑法		民事訴訟法Ⅳ	1	2	演習Ⅱ	学士課程	1	3	法学部						6		
専・他	法科大学院	教授	上田信太郎			刑事訴訟法		民事訴訟法Ⅴ	1	2	公法事例問題研究Ⅱ	修士課程・博士課程	1	4	法学	法政政治学専攻						12	
専・他	法科大学院	教授	中山一郎			知的財産法		民事訴訟法Ⅵ	1	1	エクスカーションⅠ	修士課程	1	2	法学	法政政治学専攻						16.1	
専・他	法科大学院	教授	中川品比児			経済法		民事訴訟法Ⅶ	1	1	エクスカーションⅡ	修士課程	1	2	法学	法政政治学専攻						16	
専・他	法科大学院	准教授	池田悠			労働法		民事訴訟法Ⅷ	1	2	研究論文	修士課程	1	4	法学	法政政治学専攻						19	
教員	博士後期課程①	教授	會澤恒					民事訴訟法Ⅸ	2	4	演習Ⅱ	学士課程	1	3	法学	法政政治学専攻						2	
教員	博士後期課程①	教授	尾崎一郎			法社会学		民事訴訟法Ⅹ	1	2	民法	修士課程	1	2	法学	法政政治学専攻						2	

教員分類別内

分類		所属	略称	教授	准教授	講師	助教	計	
専属専任教員	研究者・専任教員 実務家・専任教員 実務家・みなし専任教員							9	4
専任教員	専属専任教員	法科大学院	研・専 実・専 実・み	6	4	0	0	0	4
		東洋家・専任教員		4	0	0	0	0	4
		実務家・みなし専任教員		2	0	0	0	0	2
	兼務研究者・専任教員	学士課程	専・他	0	0	0	0	0	0
		修士課程		0	0	0	0	0	0
		博士前期課程		0	0	0	0	0	0
		博士後期課程		0	0	0	0	0	0
	兼務実務家・専任教員	専門職学位課程		8	3	0	0	0	0
		学士課程		0	0	0	0	0	0
		修士課程		0	0	0	0	0	0
兼担教員	兼担教員	博士前期課程		0	0	0	0	0	0
		博士後期課程		0	0	0	0	0	0
		専門職学位課程		0	0	0	0	0	0
		学士課程		12	4	0	0	0	4
		修士課程		0	0	73	0	0	73
合計				32	6	73	0	6	101

(注) 1. 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。なお、授業科目名及び単位数は、カリキュラムの新旧を問わず、評価実施年度において各教員が担当する授業科目についてすべて記入してください。なお、受講者がいないため不開講となった授業科目についても記入してください。

2. 教員一覧については、教員分類ごとに、教授、准教授、講師、助教の順に記入してください。なお、「分類」については、本様式の教員分類別内訳の「略称」をリストから選択してください。

3. 教員一覧の「所属」については、教員分類別内訳の「所属」をリストから選択してください。

4. 教員一覧の「職名」については、教員分類別内訳の職種(教授、准教授、講師、助教)を記入してください。なお、研究科長、専攻長等に就いている場合には併せて記入してください。

5. 教員一覧の「実務経験年数」及び「実務家教員の職種」については、教員分類別内訳の「分類」の「専任教員」に該当する実務家教員のみ記入してください。また、「実務家教員の職種」については、法曹としての実務の経験を有する場合には職種に応じて「裁判官」「検察官」「弁護士」と記入してください。

法曹以外の実務経験を有する場合には『その他』と記入してください。また、「年数」については、当該教員の実務の経験年数を職種ごとに記入してください。

(例、裁判官の経験年数が7年11ヶ月及び民間企業勤務の経験年数が6年10ヶ月の教員の場合には、「実務家教員の職種」は「裁判官／その他」、「年数」は「7.11／6.10」となります。)

6. 教員一覧の「担当授業科目」のクラス数については、1つの授業科目において複数のクラスが開講されており、同一の教員が複数のクラスを担当している場合に、その担当クラス数を記入してください。なお、1クラスの場合も、「1」と記入してください。

7. 教員一覧の「担当授業科目」及び「年間総単位数」に複数教員による授業科目を担当する場合は当該授業科目の単位数に対する担当する教員ごとの担当時間数の割合により記入してください。また、複数のクラスを担当する場合は、各クラスの担当時間数を合算して記入してください。

乗じた単位数を記入してください。なお、単位数については、小数点第2位を四捨五入してください。(例)授業科目(2単位)の時間数が30時間で、当該授業科目を2人の教員で担当(担当する時間数は、それぞれ20時間と10時間)し、どちらも2クラス(単位)と2(クラス)と記入してください。

2(単位)×2(クラス)×20(時間)÷30(時間)=2.66...≈[2.7]、2(単位)×2(クラス)×10(時間)÷30(時間)=1.32...≈[1.3]となります。)

8. 教員一貫の「担当授業科目四」の「単式・共・オ」についても、集中講義の場合には「単式」とオムニバス授業の場合には「オ」で記入してください。なお、複数に該当する場合には、該当するものをすべて記入してください。

9. 教員一覧の「担当授業科目」の「大学等名」については、自他大学等を担当する教員の場合には、研究科・専攻名又は学部・学科名等を、他大学等を担当する教員の場合には、大学・研究科・専攻名又は大学・学部・学科名等を記入してください。

10. 教員一覧の「年間単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」、「自大学他専攻等担当授業科目」、「他大学等担当授業科目」の合計を記入してください。

11. 教員分類別内訳の「分類」の「兼担教員(学内の他学部等の教員)」及び「兼任教員(他の大学等の教員等)」に該当する教員については、教員一覧にある「自大学他専攻等担当授業科目」及び「他大学等担当授業科目」の記入は必要ありません。この場合、「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」に係る単位数となります。
12. 教員一覧の「担当授業科目」の「自大学他専攻等担当授業科目」の「課程」については、学部の場合には『(B)』、修士課程・博士前期課程の場合には『(M)』、博士後期課程の場合には『(D)』、専門職学位課程の場合には『(P)』を記入してください。
13. 修士課程の専任教員を法科大学院の専任教員と扱う場合は、専・他と分類してください。
14. 教員一覧の31行目から400行目は非表示になっています。必要に応じ、再表示して記入してください。再表示しても行が足りない場合は、行の挿入により追加してください(ブルダウン等の設定にご留意ください)。

基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目1-2-1 大学院設置基準等が各設置基準及び告示に照らして、必要な人の専任教員並に兼任及び兼任教員を配置していること

【分析の手順】

- ・授業上必要と認める授業科目の定義を確認し、該当する授業科目への専任教員は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任教員が准教授が担当する科目数、専任教員が担当する科目数）を確認する。
- ・専任教員の配置に関する規定に従って、専任教員は准教授の場合は、准教授が授業の内容、実施、成績について責任を持つ場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能

基準3-4 学位取得方針及び教育運営方針に則りて、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

分析項目3-4-1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【分析の手順】

- ・授業上必要と認める授業科目が法科大学院設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それが学生に対して明示されていることを確認する。
- ・少人数による双方方向的又は多方方向的な密度の高い授業方法を基本としつつ、例えば法律基本科目においては、基礎的な学習を涵養するために適切な方法で授業が実施されていることを確認する。

分析項目3-4-4 同時に授業を行う生徒数が少人数が基準とされ、特に法律基本科目について原則として50人以下となっていること

【分析の手順】

- ・法律基本科目において同時に授業を行う生徒数が50人を超える授業科目がある場合は、教育上の必要性と十分な教育効果が上げられるものとなっていることを確認する。

開設授業科目一覧（別紙様式1-2-1-2）

学期区分：2学年期制(未修1年生のみ4学期制)を採用

科 目	主要授業科目	連携開設科目	授業科目名	配当年次	学期	時間数	単位数	必修・選択	開講方法	授業方法(形態)	受講学生数		担当教員	開設単位数合計	シラバス等のページ	備考
											LSの学生	LS外の学生	教員名	分類		
法 律 基 本 科 目	公法系科目 (憲法・行政法)	基礎科目	憲法Ⅰ	1	春	22.5	2	必修	毎年	講義	18	0	鈴鹿 正彰	兼任	4	
			憲法Ⅱ	1	夏	12	1	必修	毎年	講義	19	0	鈴鹿 正彰	兼任	5	
		応用科目	行政法Ⅰ	1	秋	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 大樹	研・専	6			
			行政法Ⅱ	1	冬	12	1	必修	毎年	講義	鈴木 大樹	研・専	7			
			公法事例問題研究Ⅰ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	佐々木 雅舟	研・専	38			
	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	基礎科目	公法事例問題研究Ⅱ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	山下 龍一	専・他	41			
			公法事例問題研究Ⅲ	3	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	西村 裕一	研・専	43			
			民法Ⅰ	1	春	34.5	3	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	8			
		応用科目	民法Ⅱ	1	夏	34.5	3	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	10			
			民法Ⅲ	1	秋	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	12			
刑 事 基 本 科 目	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	基礎科目	刑法Ⅰ	1	冬	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	14			
			刑法Ⅱ	1	春	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	16			
			刑法Ⅲ	1	夏	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	18			
		応用科目	刑法Ⅳ	1	秋	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	20			
			刑法Ⅴ	1	冬	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	22			
		応用科目	民刑訴訟法Ⅰ	1	春	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	23			
			民刑訴訟法Ⅱ	1	夏	12	1	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	37			
			民刑訴訟法Ⅲ	1	秋	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 清治	研・専	39			
法 律 基 本 科 目	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	基礎科目	民刑法基礎セミ	1	年	12	1	選択	毎年	演習	①池田 雄二 ②伊藤洋子・大庭直也・沖田尚二	兼任	30			
			民刑法基礎問題研究Ⅰ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	45			
			民刑法基礎問題研究Ⅱ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	47			
		応用科目	民刑法基礎問題研究Ⅲ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	49			
			民刑法基礎問題研究Ⅳ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	51			
		応用科目	現代民族法	3	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 正則	兼任	63			
			現代民族法問題研究Ⅰ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 正則	兼任	65			
			現代民族法問題研究Ⅱ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 正則	兼任	66			
刑 事 基 本 科 目	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	基礎科目	民刑法問題研究Ⅲ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	67			
			民刑法問題研究Ⅳ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	68			
			民刑法問題研究Ⅴ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	69			
		応用科目	民刑法問題研究Ⅵ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	70			
			民刑法問題研究Ⅶ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	71			
法 律 基 本 科 目	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	基礎科目	刑法基礎セミ	1	年	12	1	選択	毎年	演習	①池田 雄二 ②伊藤洋子・横山浩之・谷澤和也 ③鈴木 勝也・小川裕太・根岸拓也	兼任	72			
			刑法基礎問題研究Ⅰ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	73			
			刑法基礎問題研究Ⅱ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	74			
		応用科目	刑法基礎問題研究Ⅲ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	75			
			刑法基礎問題研究Ⅳ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	76			
法 律 基 本 科 目	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	基礎科目	民法Ⅰ	1	春	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	77			
			民法Ⅱ	1	夏	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	78			
			民法Ⅲ	1	秋	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	79			
		応用科目	民法Ⅳ	1	冬	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	80			
			民法Ⅴ	2	春	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	81			
法 律 基 本 科 目	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	基礎科目	法曹倫理Ⅰ	3	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	82			
			法曹倫理Ⅱ	3	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	83			
			法曹倫理Ⅲ	3	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	84			
		応用科目	法曹倫理問題研究Ⅰ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	85			
			法曹倫理問題研究Ⅱ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	86			
法 律 基 本 科 目	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	基礎科目	民刑法実務A	3	前期	22.5	2	必修	毎年	演習	鈴木 勝也	兼任	87			
			民刑法実務B	3	後期	22.5	2	必修	毎年	演習	鈴木 勝也	兼任	88			
			民刑法実務C	3	前期	22.5	2	必修	毎年	演習	鈴木 勝也	兼任	89			
		応用科目	民刑法実務問題研究Ⅰ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	演習	鈴木 勝也	兼任	90			
			民刑法実務問題研究Ⅱ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	演習	鈴木 勝也	兼任	91			
法 律 基 本 科 目	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	基礎科目	法曹倫理Ⅳ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	92			
			法曹倫理Ⅴ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	93			
			法曹倫理Ⅵ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	94			
		応用科目	法曹倫理Ⅶ	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	95			
			法曹倫理Ⅷ	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	96			
法 律 基 本 科 目	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	基礎科目	法と経済学	1~3	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	97			
			法と経済学	1~3	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	98			
			法と経済学	1~3	年	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	99			
		応用科目	法と経済学	1~3	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	100			
			法と経済学	1~3	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 勝也	兼任	101			
法 律 基 本 科 目	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	基礎科目	労働法Ⅰ	2~3	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 美幸	兼任	102			
			労働法Ⅱ	2~3	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 美幸	兼任	103			
			労働法Ⅲ	2~3	年	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 美幸	兼任	104			
		応用科目	労働法Ⅳ	2~3	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 美幸	兼任	105			
			労働法Ⅴ	2~3	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 美幸	兼任	106			
法 律 基 本 科 目	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	基礎科目	労働法Ⅵ	2~3	年	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 美幸	兼任	107			
			労働法Ⅶ	2~3	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 美幸	兼任	108			
			労働法Ⅷ	2~3	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	鈴木 美幸					

別紙様式 1－2－2

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

基準 1－2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目 1－2－2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

※「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。

【分析の手順】

- ・教授会等について、構成、所掌事項等を確認する。
- ・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－2－2）

会議等名称	規程上の開催頻度	前年度における開催実績
北海道大学法学研究科教授会	原則月 1 回	11 回
北海道大学法学研究科法科大学院教員会議	原則月 1 回	11 回

基準1－2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目1－2－5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

※「スタッフ・ディベロップメント（SD）」とは、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう。

【分析の手順】

- SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

SDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式1－2－5）

研修会等の名称	主催	実施内容・方法	対象者	法科大学院からの 参加者数
オンライン授業実践におけるお悩み相談会	北海道大学高等教育推進機構高等教育研修センター	Zoomによるオンライン開催にてオンライン授業実践に関する情報交換を実施。教員や事務職員が抱える授業を実施している中で生まれた疑問や課題について提示し意見交換するとともに実情を情報共有し、今後の授業展開に結びつける実践的な相談会を実施した。	□役員 ■教員 ■事務職員	2人
令和3年度法科大学院FD/SD研修会	北海道大学法科大学院	Webexによるオンライン開催にてメンタルヘルス講習を実施。北海道大学学生相談室長を講師として学生相談時の対応事例・姿勢・予防に向けた取組等について講演頂き、意見交換を実施し、今後の学生支援に理解を深めた。北海学園大学教職員も参加。	□役員 ■教員 ■事務職員	29人

別紙様式1－2－5

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

令和3年度法学研究科FD	北海道大学法学研究科	Webexによるオンライン開催にて、北海道大学ハラスメント相談室より講師を招き、ハラスメントの状況及びその防止に関する講習を実施し、今後のハラスメント予防に理解を深めた。	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	17人
令和3年度北海道大学情報セキュリティセミナー	北海道大学情報環境推進本部	Webexによるオンライン開催にて研究におけるクラウドの取扱い、メールによる詐欺の事例・対処について講習を実施し、今後のセキュリティ対策に理解を深めた。	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	18人
令和3年度北海道大学事務職員オンライン英語学習支援事業	北海道大学	オンライン英語教材による自学学習を通じて英語能力の向上に結びついた。	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	1人
令和3年度北海道大学事務職員オンデマンド学習支援事業	北海道大学	業務の効率化に資するため、オンデマンド学習教材による自学自習を通して、ビジネススキルの向上、業務の質の向上に結びついた。	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	3人
令和2年度法学研究科FD	北海道大学法学研究科	北海道大学学生相談室より講師を招き、コロナ禍における学生支援と称して、学生の悩みの内容・傾向を理解し、予防に向けた取組の紹介があり、コロナ禍の学生支援について理解を深めた。	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	18人
令和元年度法学研究科FD	北海道大学法学研究科	情報機器ならびにソーシャルネットワークサービスの適切な利活用について、情報セキュリティ対策室長より講演を頂き、質疑応答、意見交換にて見識を深めた。	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	16人
令和元年度文系学部共同FD	北海道大学文学研究	危機対応マニュアルと文系部局に係る今後の	<input type="checkbox"/> 役員	7人

院・法学研究科・教育 学研究院・経済学研究 院	防災計画について産学・地域協働推進機構リス ク管理・危機管理の専門家により講演を頂き, 質疑応答、意見交換にて見識を深めた。	<ul style="list-style-type: none">■教員■事務職員	
-------------------------------	--	---	--

基準 1－3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1－3－1 法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

- ・法科大学院の目的、方針その他法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－1）

※ 公表状況について、ウェブサイトで公表している場合は、その情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できる URL を記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URL ではなく具体的な公表方法を記載してください。

※ 他の法令等の箇所において記載してもらう場合には、「公表状況」欄において該当 No を記載しています。

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)		公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL 等))
《学校教育法 第 109 条》			
1	第 1 項	大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。	https://www.hokudai.ac.jp/pr/tenken/tenken/self/index.html https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/rating-2.html
《学校教育法施行規則 第 158 条》			
2		学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	※該当する場合のみ記載
《学校教育法施行規則 第 172 条の 2》			
3	第 1 項	大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。	

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
4	一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること	(教育研究上の目的) https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about.html (第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること) https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/policy-2.html
5	二 教育研究上の基本組織に関すること	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about.html
6	三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	https://www.juris.hokudai.ac.jp/general/staff/ls.html
7	四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	(入学者の数、収容定員及び在学する学生の数) https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data10joukyou.html (卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること) https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data30.html
8	五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 (大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るもの)に関するものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るもの)に関すること	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/curriculum.html https://www.juris.hokudai.ac.jp/archives/5085/ https://www.juris.hokudai.ac.jp/current/ls.html
9	六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るもの)及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	※No17～18に記載
10	七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/facilities.html https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/curriculum.html 5. 学修支援態勢の整備

別紙様式1－3－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)		公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
11	八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること		※No25に記載
12	九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ		https://www.hokudai.ac.jp/gakusei/campus-life/support/ https://www.juris.hokudai.ac.jp/current/support/madoguchi.html
13	第2項	専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。	https://www.juris.hokudai.ac.jp/general/staff/ls.html
14	第4項	大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。	※No16に記載

《法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第5条》

15	法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。	
16	一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	https://www.juris.hokudai.ac.jp/current/ls/curriculum_map.html
17	二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee.html https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/curriculum.html 4. 成績評価
18	三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/curriculum.html 1. 要修得単位等（1）

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
19	四 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data10joukyou.html https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data30.html
20	五 その他文部科学省令で定める事項	※No22～27に記載
《専門職大学院設置基準 第20条の7》		
21	連携法第五条第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
22	一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/entry-2-2/data10.html
23	二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学した者の占める割合	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data10joukyou.html
24	三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/curriculum.html
25	四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること	https://www.juris.hokudai.ac.jp/covid19/rinji5.html https://www.juris.hokudai.ac.jp/covid19/rinji4.html
26	五 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者(当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であって、司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)第一条第一項に規定する司法試験(以下単に「司法試験」という。)を受けたもののうち当該試験に合格したもののが占める割合	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data10joukyou.html https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data20.html
27	六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定(第二十条の八第二項において「認定法曹養成連携	※該当する場合は、別紙様式1－3－2に記載(当様式には記載不要)

別紙様式1－3－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
	「協定」という。)の目的となる法科大学院(以下「認定連携法科大学院」という。)にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程(以下「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者(当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であって、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合	

基準 1－3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1－3－2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

- ・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－2）

- ※ 公表状況について、ウェブサイトで公表している場合は、その情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できる URL を記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URL ではなく具体的な公表方法を記載してください。
- ※ 他の法令等の箇所において記載してもらう場合には、「公表状況」欄において該当 No を記載しています。

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)		公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL 等))
《専門職大学院設置基準 第 20 条の 7》			
1	第 1 項	六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（第二十条の八第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data10joukyou.html

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
	験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合	
《法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン 5 その他法科大学院に求められる事項（1）法科大学院の教育課程等の公表》		
2	① 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	(教育課程) https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/curriculum.html (当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力) https://www.juris.hokudai.ac.jp/current/ls/curriculum_map.html
3	② 成績評価の基準及び実施状況	(成績評価の基準) 教育の質保証 https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/policy-2.html (実施状況) 4 成績評価 https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/curriculum.html
4	③ 修了認定の基準及び実施状況	(修了認定の基準) 1 要修得単位等 (1) 修了要件及び要修得単位 https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/curriculum.html (実施状況) https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data10joukyou.html
5	④ 司法試験法第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況	※令和4年度においては、認定の基準のみ公表対象 https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/curriculum.html 2 (7)
6	⑤ 修了者の進路に関する状況	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data30.html
7	⑥ 志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/entry-2-2/data10.html
8	⑦ 標準修業年限修了率及び中退率	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data10joukyou.html
9	⑧ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/curriculum.html

別紙様式1－3－2

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
10	⑨ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置	https://www.hokudai.ac.jp/gakusei/campus-life/certificates/tuition.html
11	⑩ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率	(入学者割合) https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data10joukyou.html (司法試験合格率) https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data20.html
12	⑪ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コース（以下「認定法曹コース」という。）からの入学者の割合とその司法試験合格率	※令和4年度においては、法曹コースからの入学者の割合のみ公表対象 https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/about/data10joukyou.html
13	⑫ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率	※令和4年度においては、公表対象外（在学中受験は令和5年度から実施されるため）

基準 2－1（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目 2－1－1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に責任を持つ組織及び責任者の役職名（大学における最終的な責任者が学長であることを前提として、法科大学院における教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設及び設備、学生支援等について責任を持つ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況（委員会等の組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。

責任体制等一覧（別紙様式 2－1－1）

確認すべき要素	法科大学院における状況	根拠規定
自己点検・評価の実施に責任を持つ組織	法学研究科・法学部評価委員会、法科大学院点検評価専門委員会	北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規 北海道大学法科大学院点検評価専門委員会に関する申し合わせ 北海道大学法科大学院における内部質保証に関する申し合わせ
自己点検・評価の実施にかかる責任者の役職名	法学研究科長	〃
教育課程、入学者の受入れ、施設設備、学習支援等について責任を持つ組織と自己点検・評価の責任者との連携状況	1) 法学研究科教授会は、自己点検・評価の実施を評価委員会へ指示する。 2) 評価委員会は1)の指示により必要に応じて専門委員会に法規	北海道大学法科大学院教員会議内規

	<p>科大学院の自己点検・評価を実施指示する。</p> <p>3) 専門委員会は、2) の指示により法科大学院の点検及び評価を行い、「申し合わせ」3. で定める別記様式1により、その状況を法科大学院教員会議に報告する。</p> <p>4) 法科大学院教員会議は、3) の報告内容を審議し専門委員会に結果を報告する。</p> <p>5) 専門委員会は、4) の報告内容を審議し評価委員会に報告する。</p> <p>6) 評価委員会は、5) の報告内容を審議し法学研究科教授会に報告する。</p> <p>7) 法学研究科教授会は6) の報告内容に基づき、改善・向上に取り組む。また、必要に応じて、評価委員会へ改善・向上計画の検討を指示する。</p> <p>8) 評価委員会は7) の指示により専門委員会に改善・向上計画の検討を指示する。</p> <p>9) 専門委員会は8) の指示により改善計画を検討し法科大学院教員会議に改善・向上計画案を提示する。</p> <p>10) 法科大学院教員会議は9) の提示による、改善・向上計画案を検討・実施し専門委員会へ報告する。</p> <p>11) 専門委員会は10) の報告内容を審議し評価委員会へ報告する。</p> <p>12) 評価委員会は11) の報告内容を審議し法学研究科教授会へ報告する。</p>	
--	---	--

基準 2－1（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目 2－1－2 教育課程連携協議会が設けられていること

【分析の手順】

- ・関係法令に則して教育課程連携協議会が設置されていることを確認する。

教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 2－1－2）

規程上の開催頻度	前年度における開催実績
規程上は開催頻度について明記していないが、通例、年1回開催している。	令和4年3月7日オンライン開催

別紙様式 2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

基準 2－2（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

分析項目 2－2－1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が各法科大学院の実情に応じて適切に設定されていることを確認する。

分析項目 2－2－2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に当たり、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限内修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

分析項目 2－2－3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

- ・共通到達度確認試験の成績等を踏まえて法学未修者の教育の実施状況について点検・評価を実施していることを確認する。

基準 2－4（重点評価項目） 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

分析項目 2－4－1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

【分析の手順】

- ・教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況及び成果を確認する。

別紙様式 2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式 2－2－1）

組織の名称	自己点検・評価において改善・向上等の対応措置が必要とされた事項				対応計画	計画の進捗状況	前回評価の指摘事項
	年月	評価項目	内容	分析の状況			
法科大学院 教員会議	平成 30 年 3月	平成 29 年度受審法科大 学院認証評価において是正 される必要あるとされた 事項	授業科目「知的財産法C」について、履修登録可 能な単位数の上限から除外することとされている が、当該授業科目の内容はエクスターントシップや クリニック等実習の授業科目には当たらず、履修 登録単位数の上限の例外とする取扱いを是正する 必要がある。【基準3－3－1：重点基準】	平成 30 年度入学生 から、授業科目「知 的財産法 C」につい て、履修登録可能な 単位数の上限に含め るものとした（平成 30 年度学生便覧の修 正で対応）。なお、 平成 29 年度以前入 学生に関しては、履 修条件の不利益変更 となるため、従来通 りの扱いとしてい る。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>	
		平成 29 年度受審法科大 学院認証評価において改善 をする点とされた事項	法律基本科目の授業科目すべてが選択必修科目と され、法科大学院教育で一般的に必要とされる内 容が、学生の履修選択によっては履修することなく 修了することが可能とされており、必修科目、 選択必修科目の分類が適切に行われるよう、改善 を図る必要がある。	(平成 30 年度) 選択必修科目を必修 科目にするなどの方 向で検討中である。 (令和元年度) 平成 31 年度入学者 より、基礎プログラ ムの憲法 I～II、行 政法 I～II、民法 I ～IV、商法 I～III、 民事訴訟法 I～II、			

		<p>刑法 I～II, 刑事訴訟法 I～II の 17 科目 32 単位を必修科目とした。また、深化プログラムの公法事例問題研究 I～III, 民事法事例問題研究 I～IV, 商事法事例問題研究 I～II, 刑事法事例問題研究 I～III, 現代家族法の 13 科目 26 単位を必修科目とした。</p> <p>(令和 2 年度) 上記の方針の下での履修指導を継続している。</p> <p>(令和 3 年度) 上記の方針の下での履修指導を継続している。</p>		
		<p>法律実務基礎科目のうち法曹倫理について、2 授業科目が選択必修科目とされているものの、基準 2－1－6 (1) アで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではないため、いずれかを必修科目として、学生に必ず履修させるなどの改善を図</p>	<p>(平成 30 年度) いずれかを必修科目とする方向で検討中である。</p> <p>(令和元年度) 平成 31 年度入学者</p>	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()

別紙様式2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

		<p>る必要がある。</p>	<p>より、法曹倫理I (2単位)を必修科目とした。 (令和2年度) 上記の方針の下での履修指導を継続している。 (令和3年度) 上記の方針の下での履修指導を継続している。</p>		
		<p>法律実務基礎科目のうち刑事訴訟実務の基礎について、3授業科目が選択必修科目とされているものの、基準2－1－6（1）ウで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではないため、いずれかを必修科目として、学生に必ず履修させるなどの改善を図る必要がある。</p>	<p>(平成30年度) いずれかを必修科目とする方向で検討中である。 (令和元年度) 3授業科目のうち、1科目を必修化する方向で検討中である。 (令和2年度) 上記の対応について、3名の実務家教員を交えて意見交換を行い、司法試験の変更後の実施時期を考慮した上で、遅くとも令和4年度から</p>	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>

		<p>実施できるよう、引き続き検討中である。</p> <p>(令和3年度)</p> <p>上記の検討の結果、従来のカリキュラムを再編成して、必修科目として刑事手続実務A(秋学期)およびB(冬学期)、選択必修科目として刑事裁判実務演習(第2学期)を設置することとし、令和3年度入学者から新カリキュラムを適用している。</p>		
		<p>一部の授業科目において、所定の授業時間と異なる授業時間で授業が実施されていることについて、過不足が生じる事態が常態化しており、特に、所定の授業時間を超えた補講の実施状況から、補講を前提とした授業計画が策定されているとうかがえるものがあるため、組織として改善する必要がある。</p>	<p>(平成30年度)</p> <p>平成30年度から、授業時間の過不足を教務委員がチェックし、必要に応じてその理由を担当教員に確認する仕組みを導入した。</p> <p>(令和元年度)</p> <p>上記仕組みを新学期開始時に各授業担当</p>	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()

			<p>教員にメールで再度周知した。 (令和2年度) 平成30年度に導入した仕組みを教員会議において再度確認した。 (令和3年度) 上記と同様の確認を教員会議において実施した。</p>		
		一部の授業科目の補講が、同一日に3～4コマ分実施されており、学生の履修上過密性が見受けられるため、改善を図る必要がある。	<p>(平成30年度) 法科大学院教員会議において、同一日に3コマ以上の補講を実施することは避けることが承認され、各授業担当教員に周知徹底を図った。 (令和元年度) 上記内容を新学期開始時に各授業担当教員にメールで再度周知した。 (令和2年度) 平成30年度に承認した補講時の留意点を教員会議において</p>	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>

			再度確認した。 (令和3年度) 上記と同様の確認を 教員会議において実 施した。		
		相互に関連を有し、多数の学生が履修している複数の選択必修の授業科目において、同一日に複数の授業が実施されており、多数の学生が同一日に6コマ分の授業を履修していることから、学生の履修上過密性が見受けられるため、授業の実施時間について改善する必要がある。	(平成30年度) 対応について現在検討中である。 (令和元年度) 対応について引き続き検討中である。 (令和2年度) 選択科目について、一日に集中することのないよう、時間割作成時にコマ配置に留意するルールを設定し、令和3年度より運用することとした。 (令和3年度) 上記の令和2年度に設定したルールに基づき、時間割作成時に選択科目のコマ配置に留意するとともに複数クラスで配置されている必修科目	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>

			の配置の講時に配慮したコマ配置とすることを確認し時間割を作成した		
		到達目標にあるもののうち、授業で直接取り上げない事項について、学生が直接履修しない授業科目に対する自学自習の指示等が必ずしも明確になっておらず、組織全体としての学習支援の措置が講じられているとはいえないため、改善を図る必要がある。	(平成30年度) 対応について現在検討中である。 (令和元年度) 授業担当教員が、「共通的な到達目標モデル」(いわゆるコア・カリキュラム)について説明し、授業で扱っていない部分を自習するよう指導すること 등을、令和2年度より実施する方向で検討を進めている。 (令和2年度) 授業担当教員が、「共通的な到達目標モデル」(いわゆるコア・カリキュラム)について説明し、各自が学期終了等の進度に応じてそ	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>

			<p>の内容について確認するとともに、授業で扱っていない部分を自習するよう指導することを、令和2年度内に実施する方向で検討を進めていく。</p> <p>(令和3年度)</p> <p>令和2年度は、授業担当教員が、学生に対して「共通的な到達目標モデル」(いわゆるコア・カリキュラム)について説明し、各自が学期終了等の進度に応じて、その内容について確認するとともに、授業で扱っていない部分を自習するよう指導した。</p> <p>これを踏まえて、令和3年度は、各担当科目内で上記指導の継続した実施を徹底するよう、新年度教員会議において再</p>	
--	--	--	---	--

別紙様式 2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

			確認した。		
		<p>カリキュラムの特性上選択必修科目として位置付けている科目、特に法律基本科目について、到達目標に対する学生の到達レベルを測定するため、組織全体として適切な手段を講じる必要があるものの、必ずしもすべての学生が全授業科目を履修していない状況が生じているため、履修指導以上の組織的な措置を講じるなど、改善を図る必要がある。</p>	<p>(平成 30 年度) 対応について現在検討中である。 (令和元年度) 平成 31 年度入学者より、基礎プログラムの憲法 I～II、行政法 I～II、民法 I～IV、商法 I～III、民事訴訟法 I～II、刑法 I～II、刑事訴訟法 I～II の 17 科目 32 単位を必修科目とした。また、深化プログラムの公法事例問題研究 I～III、民事法事例問題研究 I～IV、商事法事例問題研究 I～II、刑法事例問題研究 I～III、現代家族法の 13 科目 26 単位を必修科目とした。 (令和 2 年度) 上記の方針の下での</p> <p><input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>		

			履修指導を継続している。 (令和3年度) 上記の方針の下での履修指導を継続している。		
		シラバスにおける成績評価の考慮要素や割合の記載が不明確な授業科目のうち、一部の授業科目について、あらかじめ学生に明示されていないため、改善を図る必要がある。	(平成30年度) 当該科目については担当者に連絡し、授業中に周知するなど学生への周知を徹底した。また、「法科大学院における成績評価基準のガイドライン」を修正し、「成績評価の方法」については、具体的な評価項目とその割合等を明記して、シラバスに記載することが法科大学院教員会議において決定された。 (令和元年度) 新学期開始時、修正したガイドラインを、各授業担当教員にメールで再度周知	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>

			<p>した。</p> <p>(令和2年度)</p> <p>平成30年度に修正したガイドラインを教員会議において再度確認した。</p> <p>(令和3年度)</p> <p>上記と同様の確認を教員会議において実施した。</p>			
			<p>各授業科目の採点基準が統一されていないことにより、法科大学院全体としての成績評価に関する共通理解が必ずしも図られておらず、学生への成績評価に関する必要情報のうち、採点基準の告知もされていないため、客観的かつ厳正な成績評価を行うために採点基準の策定及び告知を組織的に行う必要がある。</p>	<p>(平成30年度)</p> <p>対応について現在検討中である。</p> <p>(令和元年度)</p> <p>「成績評価に関する手引」に、答案の採点基準となりうる要素を書き加え、その内容を学生へ示す方向で検討している。</p> <p>(令和2年度)</p> <p>令和元年度に、上記内容に加え、「成績評価に関する手引き」を修正し採点基準を明確に記載した。令和2年度には、この明確化した</p>	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>

			<p>採点基準を教員会議において再度確認した。なお、学生への告知については、引き続き検討する。 (令和3年度) 上記の採点基準をHPに掲載するとともに、「学生便覧」に掲載し、周知を図った。</p>		
			<p>平成28年度及び平成29年度において、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っており、入学者選抜の改善への取組がいまだ十分な成果を上げていないため、実効的な改善措置を講じる必要がある。</p>	<p>(平成30年度) 平成30年度入試から前期・後期入試を導入し、また、31年度入試では前期入試の時期を約2か月早め、募集の広報についても前倒して実施し、他大学法科大学院よりも早期に学生を確保することとした。 (令和元年度) 2020年度学生募集では、前期入試の時期を前年度より1週間早め、他大学法科大</p> <p><input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<input checked="" type="checkbox"/>

			<p>学院よりも早期に学生を確保することとした。</p> <p>(令和2年度)</p> <p>2020年度学生募集での対応に引き続き、前期入試の時期を早めることで早期に学生を確保することとしていたが、新型コロナウィルス対応のため、やむを得ず前期入試を中止することとなつた。今後の対応については、状況を踏まえて検討する。</p> <p>(令和3年度)</p> <p>令和2年度には、2021年度学生募集にあたって、新型コロナウィルス対応のため、やむを得ず前期入試を中止した。その後、後期入試を実施し、加えて、追加入試を令和3年2月に実施した結果、倍</p>	
--	--	--	---	--

			率は2倍以上を維持した。 また、令和3年度には、法曹養成プログラム修了予定者の入試が開始されることに伴い、5年一貫型教育選抜を9月下旬に、開放型選抜および一般入試を10月下旬及び2月上旬に実施することとし、学生確保の機会を増やした。			
			法学研究科・法学部全体における自己点検及び評価における評価項目は、国立大学法人評価における評価項目に基づいて実施されているものの、本評価において明らかとなった選択必修科目の分類、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っている点等、法科大学院における教育活動等の改善に必ずしも繋がっているものとはいえず、改善を図る必要がある。	(平成30年度) 対応について現在検討中である。 (令和元年度) 教員会議において自己点検・自己評価等に関する活動内容を報告し、情報の共有を図り、組織的な対応を進めることとした。 (令和2年度) 教員会議において令和元年度自己点検・	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>

			<p>自己評価等に関する活動内容を報告し、情報の共有を図るとともに組織的な対応を進めることを確認した。</p> <p>(令和3年度)</p> <p>教員会議において令和2年度自己点検・自己評価等に関する活動内容を報告し、情報の共有を図るとともに組織的な対応を進め、教育活動等の改善に繋げることを確認した。</p>		
			<p>休講・補講の回数の乖離に係る前回評価における指摘事項への対応について、依然として組織的な対応が十分ではないことから、法科大学院における教育活動等の改善に活用するために、自己点検及び評価が適切に機能するものとなっているとはいはず、改善を図る必要がある。</p>	<p>(平成30年度)</p> <p>対応について現在検討中である。</p> <p>(令和元年度)</p> <p>平成30年度から、授業時間の過不足を教務委員がチェックし、必要に応じてその理由を担当教員に確認するという、組織としてチェックする仕組みを導入し、</p> <p><input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<input checked="" type="checkbox"/>

		<p>平成31年度の初めには、法科大学院教員会議構成員と授業担当者全員に改めてメールにて周知した。</p> <p>(令和2年度) 上記内容を教員会議において再度確認した。</p> <p>(令和3年度) 上記と同様の確認を教員会議で実施した</p>			
		<p>教育活動等の状況に関する自己点検及び評価を適切に機能するものとして実施し、当該情報を公表する必要がある。</p>	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>	
		<p>進級の状況について公表されていないため、当該情報を公表する必要がある。</p>	<p>(平成30年度) ホームページにて進級状況を公開した。 (ホームページでの公開は平成31年3月25日から)</p> <p>(令和元年度)</p>	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>

別紙様式2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

				ホームページにて進級状況を公開した。 (令和2年度) ホームページにて既に公開している平成26年度～平成30年度の進級状況に加え、令和元年度の進級状況を公開し情報を更新した。 (令和3年度) ホームページにて既に公開している平成26年度～令和元年度の進級状況に加え、令和2年度の進級状況を公開し情報を更新した。		
法科大学院 教員会議	平成 30 年4 月	点検・評価体制	点検・評価体制を見直し	平成29年認証評価を受けて点検・評価体制を見直し、指摘事項に応じた検討の必要がある。	各指摘事項に応じた検討を行う対応委員会を整備した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()
法科大学院 教員会議	平成 30 年4 月	修学支援	法学未修教育の充実	法学未修教育の充実を図る必要がある。	(平成30年度) 平成29年に作成した、未修1年次科目の「学習カルテ」について、入学前導入	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他

別紙様式2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

				教育の受講状況、基礎プログラムの成績・特記事項等を記載し、各授業担当に引き継ぐという、「一貫した修学指導体制」を平成30年度以降も継続することとした。 (平成31年度) 教務委員長を責任者とした「未修者学修支援室」を設置し、組織的に未修者支援を実施することとした。	()	
教育課程連携協議会	令和2年3月			未修者に対しどのように法律学を理解させるのか、という点で工夫が必要ではないか。	(令和2年度) 4月に実施している入学ガイダンスの課程別ガイダンスにおいて、未修者に対し、冒頭で法律学入門的な説明を行い、初学的な位置づけとすることとした。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()
				未修者に対する短答式試験対策を強化すべきである。	(令和2年度) 4月に実施している、TKC説明会時	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済

別紙様式2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

			に、TKCの短答式過去問トレーニングの使用法を説明するとともに、基礎プログラムの授業内でも適宜紹介し、科目によっては受講結果を提出させ、使用頻度の把握に努めることとした。	<input type="checkbox"/> その他 ()	
令和 3年 3月	過年度生のアフターケア	特にコロナ禍により、交流の機会が少ない環境下であるため、再チャレンジと捉えてもらえるよう、留年者へのアフターケアが必要である。	(令和3年度) 以前より実施していた、法科大学院長、法科大学院教務委員による、年度末の留年者への修学指導において、フォローを拡充するとともに、適宜、学生委員や事務と情報を共有し、学生相談室を紹介する等、メンタルケアも含めた指導の体制を整えた。また、法学研究科で実施している、年1回のメンタルヘルス講習会への参加告知も強化し	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>

別紙様式2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

					た。		
法科大学院 教員会議	平成 30 年 10 月	基礎プログラムの充実	基礎プログラム科目及び 法学未修教育の充実	更なる法学未修教育の 充実を図るため、基礎 プログラムの充実を図 る必要がある。	平成31年度入学者 より、基礎プログラ ムの憲法I～II、行 政法I～II、民法I ～IV、商法I～III、 民事訴訟法I～II、 刑法I～II、刑事訴 訟法I～IIの17科 目32単位を必修科 目とすることを11 月の教員会議で決定 した。 未修者2年次進級要 件にGPA制度の 他、共通到達度確認 試験の成績を考慮す る新しい進級要件を 導入することを12 月の教員会議で決定 した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
法科大学院 教員会議	平成 30 年 10 月	深化プログラムの充実	法学既修教育の充実	法学既修教育の充実を 図る必要がある。	平成31年度入学者 より、深化プログラ ムの公法事例問題研 究I～III、民事法事 例問題研究I～IV、 商事法事例問題研究 I～II、刑事法事例	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>

別紙様式 2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

					問題研究Ⅰ～Ⅲ、現代家族法の13科目26単位を必修科目とすることを11月の教員会議で決定した。 従来から開設されていた既修者ゼミを民事法ゼミとし、未修2年次・既修1年次向けに開講することを11月の教員会議で決定した。		
法科大学院 教員会議	平成 31 年 4 月	修了生支援	修了生支援の充実	修了生支援の充実を図る必要がある。	従来から設置していた「キャリアサポート委員」を拡充し、実務家教員・研究者教員から構成する「修了生相談室」を設置し、説明会を開催し支援内容を修了生に周知し、独自のポータルサイトを通じた支援体制を整備した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
法科大学院 教員会議	令和 2年 4月	司法試験対策	司法試験対策の充実	修了生支援・司法試験対策の充実を図る必要がある。	弁護士有志による論述能力養成ゼミや本学の司法試験合格者	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済	<input type="checkbox"/>

別紙様式2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

	～ 令和 3年 4月			有志による、司法試験合格者によるガイダンスを実施し修了生・在学生向けの司法試験対策を実施した。	<input type="checkbox"/> その他 ()	
教育課程連携協議会	令和 3年 3月			<p>最終合格者の伸び悩みが課題であるため答案のブラッシュアップの機会を増やすべきである。</p> <p>(令和3年度) コロナ禍で中止していた自主ゼミへの教室貸出を解禁し、自主ゼミ利用促進の機会を促した。</p> <p>(令和4年度) 4月に実施している入学ガイダンスの課程別ガイダンスにおいて、司法試験合格者の先輩の講演を行い、自主ゼミの利用や司法試験勉強法を伝授する体制を整えた。</p>	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	□
	令和 4年 3月			<p>既修の修了1年目の合格率が高い最近の傾向を分析し今後に活かせるようにすべきである。</p> <p>(令和4年度) 司法試験連携検証WGを発足し、各種傾向や相関関係の分析を行い、司法試験合格率の向上につなが</p>	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	□

別紙様式2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

					るような実効的な体制を整えた。		
評価室 教育改革室 法科大学院	令和 3年 8月	国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の現況分析において、大学改革支援・学位授与機構より開示のあった書面調査シートで減点の要素、コメント（教育活動を行う上で留意事項）が付された内容	公表された適切な教育課程方針	『「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン』等に示されている内容が十分に明文化されていない。	全部局におけるカリキュラム・ポリシーを点検し、全学的に学修成果の評価の方針を明記する等の改正を行い、令和3年度に受審した大学機関別認証評価において改正後の資料を提出了した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
			成績評価基準	提出資料からは、評語（A, B, C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定められていることが認められない。	到達目標を考慮した成績基準が設定されていることが判る資料を令和3年度に受審した大学機関別認証評価において提出了した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
			学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料	提出資料からは、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていることが確認できない。	指摘があった部局において関係規程等の改正を行い、令和3年度に受審した大学機関別認証評価にお	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>

別紙様式2－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

				いて改正後の資料を提出した。	()	
評価室 教育改革室 法科大学院	令和 4年 3月	大学機関別認証評価結果において、改善を要する点として指摘された内容	法学研究科専門職学位課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。	「国立大学法人北海道大学における内部質保証に関する申し合わせ」に基づき、対応中である。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>

※指摘事項、意見など、自己点検・評価において、改善・向上等の対応措置が必要と確認された事項すべてについて記載してください。

※「組織の名称」の欄は、自己点検・評価委員会、教授会、F D委員会等の組織の名称を記載してください。

※「年月」の欄は、自己点検・評価において確認された年月を記載してください。

※「計画の進捗状況」の欄は、該当する状況に☑してください。

※「前回評価の指摘事項」の欄は、本評価時に「改善すべき点」として指摘された事項に該当する場合、☑してください。

基準2-3(重点評価項目) 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

分析項目2-3-1 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

【分析の手順】

- ・直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあることを確認する。
- ・上記手順において適切な状況にあるとは言えない場合は、直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率と当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較し、適切な状況にあることを確認する。
- ・法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者（法学部3年次終了後に早期卒業により法学既修者として入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率と比較し、適切な状況にあることを確認する。

司法試験の合格状況（別紙様式2-3-1）

各年度における司法試験合格状況

司法試験実施年度	受験者数			合格者数			合格率			基準ごとの分析を行った際に比較した合格率	
	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	数値	数値の説明
令和4年度	29	25	54	6	9	15	20.68%	36.00%	27.77%	35.00%	法科大学院公的支援見直し・加算プログラムによる基礎額算定の指標に関する設定した指標を目標値
令和3年度	38	29	67	6	11	17	15.78%	37.93%	25.37%	35.00%	
令和2年度	40	48	88	2	17	19	5.00%	35.41%	21.59%	35.00%	
令和元年度	45	59	104	6	19	25	13.33%	32.20%	24.03%	35.00%	
平成30年度	48	60	108	7	16	23	14.58%	26.66%	21.29%	35.00%	

上記のうち、法曹養成連携協定の特別選抜枠による進学者に係る状況 ※令和4年度は対象外

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率
令和4年度	※	※	※	
令和3年度	0	0	0.00%	
令和2年度	0	0	0.00%	
令和元年度	0	0	0.00%	
平成30年度	0	0	0.00%	

(注) 1. 自己評価書提出時点では、評価実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。

※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようしてください。

2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、下記の状況が分かるよう記入してください。

・5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験を合格した者の割合

3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値（小数点第5位を切り捨て）が自動表示されます。

（例：合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567\cdots \approx 0.1756$ となり、『17.56%』で表示されます。）

4. 「基準ごとの分析を行った際に比較した合格率」欄には、分析を行った際に比較した合格率の数値と、数値の説明（全法科大学院の平均合格率、

当該法科大学院の過去5年間の平均合格率等）を記入してください。

修了年度別修了者における司法試験合格状況

修了年度	修了者数	合格者数						合格率	
		司法試験実施年度							
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計		
令和3年度	21					8	8		
令和2年度	19				9	3	12		
令和元年度	28			10	1	1	12		
平成30年度	39		15	3	1	3	22		
平成29年度	39	10	5	2	5	0	22	52.05%	

(注) 1. 自己評価書提出時点では、評価実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。

※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようしてください。

2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかつた者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。

3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。

基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目 2-5-1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること
【分析の手順】

- ・教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準を定めていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の採用・昇任の状況（過去 5 年分）（別紙様式 2-5-1）

	分類	H30年度				H31年度				R2年度				R3年度				R4年度				
		教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	
採用	専任教員	研究者 実務家 実務家・みなし 兼務研究者 兼務実務家	研・専 実・専 実・み 専・他			1									1							
	兼担教員	兼担																				
	兼任教員	兼任																				
	合計		0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	5	1	0	0	1	0	0	0
	分類		教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教
	専任教員	研究者 実務家 実務家・みなし 兼務研究者 兼務実務家	研・専 実・専 実・み 専・他							3												
	兼担教員	兼任				1								1								
	兼任教員	兼任																				
合計		0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。

2. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員(年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

基準2－5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目 2－5－2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

【分析の手順】

- ・教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。

教員評価の実施状況（直近3回程度）（別紙様式 2－5－2）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果の概要				
令和元年度 【年俸制教員】	1名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
令和2年度 【年俸教員】	1名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
令和元年度	6月勤勉手当:16人	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	12月勤勉手当:16人	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	1月1日昇給:16人	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
令和2年度	6月勤勉手当:17人	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	12月勤勉手当:17人	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	1月1日昇給:17人	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
令和3年度	6月勤勉手当:16人	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	12月勤勉手当:16人	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	1月1日昇給:16人	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

別紙様式 2－5－3

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

基準 2－5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目 2－5－3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（F D）を組織的に実施していること

【分析の手順】

- ・ F D の実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。F D の実施に当たっては、教育課程方針に則した授業及び成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

F D の実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2－5－3）

取組	主催	実施内容・方法	参加者数
令和 3 年度法科大学院 F D / S D 研修会	北海道大学法科大学院	Webex によるオンラインにて実施し、授業アンケート高評価の授業担当教員による授業内容の紹介及び意見交換を実施し、授業手法の向上にむけて理解を深めた。北海学園大学教職員も参加。	29人
令和 3 年度法学研究科 F D	北海道大学法学研究科	Webex によるオンライン開催にてハラスメントの状況及びその防止に関する講習を実施し、理解を深めた。	17人
令和 2 年度 F D 検討会	北海道大学法科大学院	対面にて実施し、授業評価の高かった教員 2 名を講師にオンライン授業の実施方法、効果的な手法について講演及び意見交換を実施した。北海学園大学教職員も参加。	13人
令和 2 年度法学研究科 F D	北海道大学法学研究科・法科大学院	コロナ禍における学生支援と称して、学生の悩みの内容・傾向を理解し、予防に向けた取組の紹介があり、コロナ禍の学生支援に対する講習を実施し理解を深めた。	18人

別紙様式 2－5－3

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

令和元年度法学研究科 F D	北海道大学法学研究科・法科大学院	情報機器ならびにソーシャルネットワークサービスの適切な利活用について、情報セキュリティ対策室長より講演を頂き、質疑応答、意見交換にて見識を深めた。	16人
令和元年度文系学部共同 F D	北海道大学文学研究院・法学研究科・教育学研究院・経済学研究院	危機対応マニュアルと文系部局に係る今後の防災計画について 産学・地域協働推進機構リスク管理・危機管理の専門家により 講演を頂き、質疑応答、意見交換にて見識を深めた。	7人
平成 30 年度 F D 委員会	北海道大学法科大学院	法科大学院の現状や検討課題について説明があり、その後、討論・意見交換を実施。	21人

基準3－7 専任教員の授業負担等が適切であること

分析項目 3－7－2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

【分析の手順】

- ・研究専念期間について定めた規則があるか確認する。また、過去5年間に研究専念期間を取得した教員の人数や期間等の実績を確認する。

過去5年間における教員の研究専念期間取得状況（別紙様式 3－7－2）

年度	研究専念期間を 取得した教員数	実施状況(期間を含む)	規則等
令和元年度	1人	令和元年10月1日～令和2年3月31日	研究期間制度

基準4－2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目4－2－1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

【分析の手順】

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。その際、法科大学院を設置する大学の学部卒業（予定）者等が有利とならない措置がなされていることを確認する。
- ・入学者選抜の方法が学生受入方針に適合していることを確認する。
- ・「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に則して実施していることを確認する。
- ・法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由としていないことを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・身体に障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者選抜の方法一覧（別紙様式4－2－1）

入学者選抜の種類	選抜方法	入学者選抜要項等の記載ページ
一般選抜	第1次選抜は書面審査で選抜し、第2次選抜については、2年課程においては書面審査・法律科目試験、3年課程においては書面審査・小論文試験の結果により選抜する。	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/wp-content/uploads/2022/05/ippannsenbatu.pdf
開放型特別選抜	第1次選抜は書面審査で選抜し、第2次選抜については、書面審査・法律科目試験の結果により選抜する。	https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/wp-content/uploads/2022/05/kaihougatatokubetenbatu.pdf

別紙様式4－2－1

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

5年一貫型教育選抜	書面審査・面接試験の結果により選抜する。 https://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/wp-content/uploads/2022/05/5nennikkan.pdf
-----------	---

基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目4-3-1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

【分析の手順】

- 過去5年間の収容定員（入学定員の3倍の数をいう。）に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）の割合を確認する。
- 上記の割合が継続的に100%を上回っている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

分析項目4-3-2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

【分析の手順】

- 過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合が50%を下回っていないことを確認する。
- 過去5年間の入学者数が10人を下回っていないことを確認する。
- 過去5年間の競争倍率が2倍を下回っていないことを確認する。
- 上記の割合、人数又は倍率が下回っている場合は、入学者受入方針に従って適切な選抜が実施されていることを確認し、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

学生数の状況(別紙様式4-3-1)

入学者選抜の状況

年度	種別	入学定員 〔a〕 (人)	志願者数 〔b〕 (人)	受験者数 〔c〕 (人)	合格者数 〔d〕 (人)	競争倍率 〔e〕 法学生修者、法 学既修者別 既修者別 〔b/c〕	合計〔d〕 (人)	入学者数 〔f〕 (人)	入学定員充足率 〔g〕 〔d/a〕(%)	入学者数内訳									
										I 自大学の法学関係の 学部出身者		II 他大学の法学関係以外の 学部出身者		III 他大学の法学関係の 学部出身者		IV 他大学の法学関係以外の 学部出身者		V 法曹コース出身者	
										実務の経験を有 する者	実務の経験を有 しない者	実務の経験を有 する者	実務の経験を有 しない者	実務の経験を有 する者	実務の経験を有 しない者	実務の経験を有 する者	実務の経験を有 しない者	協定先の法曹 コース出身者 (人)	
4年度	法学生修者	50	61	49	24	2.04	2.17	16	44	88%	4				6	4	1	1	1
	法学既修者		111	88	39	2.25		28			18				6	2	1	1	7
3年度	法学生修者	50	51	38	18	2.11	2.39	12	26	52%	6				3	2	1		
	法学既修者		67	60	23	2.60		14			10				4				
2年度	法学生修者	50	49	42	21	2.00	2.46	16	30	60%	7	1		1	4	1	2		
	法学既修者		64	59	20	2.95		14			7				5	1	1		
1年度	法学生修者	50	54	50	19	2.63	2.10	12	26	52%	4				5	1	1	1	
	法学既修者		85	74	40	1.85		14			12	1						1	
30年度	法学生修者	50	43	41	20	2.05	2.00	10	27	54%	7				2	1			
	法学既修者		63	55	28	1.96		17			12	1			2	1		1	

実務の経験を有する者の定義

出願時における社会人経験 1年以上の者

他学部出身者の定義

「法学を履修する課程以外の課程を履修した者」

在籍者数等の状況

年度	種別	収容定員 〔e〕 (人)	1年次				2年次				3年次				在籍者数 合計〔f〕 〔f1+f2+f3〕 (人)	在籍者数 内数(人) 〔g1〕 (人)	在籍者数 内数(人) 〔g2〕 (人)	在籍者数 内数(人) 〔g3〕 (人)	退学者数 〔j/e〕(%) (人)	修了者数 内数(人) (人)	修了者数 内数(人) (人)							
			在籍者数 〔f1〕 (人)		在籍者数 〔f2〕 (人)		在籍者数 〔f3〕 (人)		在籍者数 〔f1〕 (人)		在籍者数 〔f2〕 (人)		在籍者数 〔f3〕 (人)															
			長期履修生数 〔g1〕	原級留置者数 〔h1〕	休学者数 〔i1〕	長期履修生数 〔g2〕	原級留置者数 〔h2〕	休学者数 〔i2〕	長期履修生数 〔g3〕	原級留置者数 〔h3〕	休学者数 〔i3〕	長期履修生数 〔g1〕	原級留置者数 〔h1〕	休学者数 〔i1〕														
4年度	法学生修者	120	25	0	4	4	14	0	1	1	9	0	0	0	91	5	9	76%	0	0								
	法学既修者						30	0	0	4	13	0	0	0					0	0								
3年度	法学生修者	120	23	0	8	6	11	0	2	0	10	0	0	1	72	11	9	60%	3	0	9	0						
	法学既修者						16	0	1	2	12	0	0	0					1	0	12	0						
2年度	法学生修者	120	23	0	3	3	11	0	1	0	9	0	1	1	69	7	5	58%	3	0	8	0						
	法学既修者						15	0	2	1	11	0	0	0					1	0	11	0						
1年度	法学生修者	120	16	0	2	4	12	0	1	2	13	0	1	0	71	4	7	59%	2	0	12	0						
	法学既修者						14	0	0	0	16	0	0	1					2	0	16	0						
30年度	法学生修者	120	16	0	2	2	12	0	0	0	16	0	1	0	87	4	3	73%	1	0	14	0						
	法学既修者						17	0	0	0	26	0	1	1					2	0	25	0						

(注) 1. 学生数の状況については、評価実施年度の5月1日現在で記入してください。

2. 入学者選抜の状況の「入学者数内訳」の「自大学の法学関係の学部出身者」とは、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科若しくは課程等に在学、又はこれらを卒業した者をいいます。

3. 入学者選抜の状況の「入学者数内訳」欄において、「I 自大学の法学関係の学部出身者」～「V 他大学の法学関係以外の学部出身者」欄に記載される人数は、法曹コース出身者の人数も含めた人数を記載してください。

4. 入学者選抜の状況の「競争倍率」、「入学定員充足率」は、小数点第3位以下を切り捨てた値が自動表示されます。

(例：「競争倍率」欄について、受験者数が180人、合格者数が87人の場合には、 $180 \div 87 = 2.068 \dots \approx 2.06$ で表示されます。)

5. 「実務の経験を有する者の定義」及び「他学部出身者の定義」については、当該法科大学院が定めるそれぞれの定義を記入してください。